

令和8年3月
堺市

工事費内訳書及び請負代金内訳書の取扱いについて

本市（上下水道局を含む。）が発注する予定価格400万円を超える建設工事に関し、入札参加者が入札時に提出する工事費内訳書及び契約締結後に提出する請負代金内訳書について、令和8年度以降の取扱いを下記のとおりとしますので、お知らせします。

記

1 入札時に提出する工事費内訳書における材料費等の記載に係る留意点について

入札参加者が入札時に提出する工事費内訳書における材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるものその他当該公共工事の施工のために必要な経費（以下「材料費等」という。）の記載については、令和7年12月12日以降に公告その他申込みの誘引が行われる案件から適用する旨を先般お知らせしました（別添1参照）。このことに関し、今般、材料費等の記載に係る留意点について別添2のとおりお示ししますので、工事費内訳書に材料費等を記載する際の参考としてください。

2 工事費内訳書の確認について

落札候補者となった者が入札時に提出した工事費内訳書については、工事担当課においてその内容の確認を行っていますが、その際、材料費等の記載がない場合は、それ以外の項目に係る修正指示等に加えて、材料費等を追記した工事費内訳書の提出（差し替え）を求めることとします。

ただし、調査基準価格を設定する工事において、堺市建設工事低入札価格調査実施要領に定める詳細調査の対象者（入札金額が調査基準価格を下回る落札候補者）が入札時に提出した工事費内訳書に材料費等の記載がない場合は、材料費等を追記した工事費内訳書の提出（差し替え）は認めません。この場合、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるものと認め、落札者としませんので御注意ください。

3 請負代金内訳書の取扱いについて

令和7年12月12日付け公共工事標準請負契約約款の改正を踏まえ、建設業法（昭和24年法律第100号）上定められた適正な労務費の確保と、労務費確保に伴う労務費以外の「労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費」へのしわ寄せ防止を図るため、契約締結後14日以内に受注者が工事担当課に提出する「請負代金内訳書」に材料費等を明示することとし、請負代金内訳書の様式については、別紙1のとおり改正します。

4 適用時期

令和8年4月1日以降に公告その他申込みの誘引が行われる案件から適用します。

5 参考

【関係法令抜粋】

<公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律>

(入札金額の内訳の提出)

第12条

建設業者は、公共工事の入札に係る申込みの際に、入札金額の内訳 (材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるものその他当該公共工事の施工のために必要な経費の内訳をいう。) を記載した書類を提出しなければならない。

<公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行規則>

(適正な施工を確保するために不可欠な経費)

第1条

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(以下「法」という。)第12条の国土交通省令で定める経費は、次のとおりとする。

- 一 **法定福利費**(建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額をいう。)
- 二 **安全衛生経費**(建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律(平成28年法律第111号)第10条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。)
- 三 **建設業退職金共済契約**(中小企業退職金共済法(昭和34年法律第160号)第2条第5項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。)に係る掛金

<公共工事標準請負契約約款>

(請負代金内訳書及び工程表)

第三条(A) 受注者は、設計図書に基づいて請負代金内訳書(以下「内訳書」という。)及び工程表を作成し、発注者に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 内訳書には、材料費、労務費、法定福利費(建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額をいう。)、安全衛生経費(建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律(平成二十八年法律第百一十号)第十条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。)並びに建設業退職金共済契約(中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第百六十号)第二条第五項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。)に係る掛金を明示するものとする。

- 3 内訳書及び工程表は、この約款の他の条項において定める場合を除き、発注者及び受注者を拘束するものではない。

堺市上下水道事業管理者 殿

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

請負代金内訳書

下記工事の請負代金内訳書について、次のとおり提出します。

記

1 工 事 名 _____

2 請負代金額（税込） _____ 円

3 請負代金額（税込）の内訳 _____ 先に提出を行った工事費内訳書のとおり

4 請負代金額（税込）のうち、工事請負契約書第3条に定める経費※の内訳
_____ 先に提出を行った工事費内訳書のとおり

※材料費、労務費、法定福利費（建設工事に従事する者の健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、子ども・子育て拠出金、雇用保険料及び労働者災害補償保険料の事業主負担額をいう。）、安全衛生経費、及び建設業退職金共済契約に係る掛金